福井県立大学学則

平成１９年４月１日
公立大学法人福井県立大学規程第５９号

目　次

第１章　総則（第１条－第１０条）
第２章　学年、学期および休業日（第１１条－第１３条）
第３章　学部
　第１節　修業年限等（第１４条－第１６条）
　第２節　入学（第１７条－第２５条）
　第３節　授業科目、履修方法等（第２６条－第３２条）
　第４節　休学、転学、退学等（第３３条－第３９条）
　第５節　卒業、学位等（第４０条－第４６条）
第４章　大学院
　第１節　標準修業年限等（第４７条－第４９条）
　第２節　入学（第５０条－第５５条）
　第３節　授業科目、履修方法等（第５６条－第６１条）
　第４節　休学、転学、退学等（第６２条）
　第５節　修了、学位等（第６３条－第６６条）
第５章　賞罰（第６７条・第６８条）
第６章　研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生等（第６９条－第７５条）
第７章　授業料等（第７６条）
第８章　雑則（第７７条）
附則

第１章　総則

（目的および使命）

第１条　福井県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（昭和２２年法律第２５号）および学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の精神にのっとり、時代の進展に即応して学術文化の高度化を推進し、および自主的な真理探求の精神と広い視野を有し、かつ、豊かな創造力と高度の知識・技術に基づく実践力に富む人材を養成するとともに、学術情報を地域社会へ開放することにより、福井県はもとより我が国の産業と文化の発展に寄与することを目的とし、もって人類の永続的福祉の向上に貢献することを使命とする。

（学部および定員）

第２条　本学に経済学部、生物資源学部、海洋生物資源学部、看護福祉学部および恐竜学部を置く。

２　各学部に置く学科ならびにその入学定員および収容定員は、次の表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	１００人	４００人
	経営学科	１００人	４００人
生物資源学部	生物資源学科	５０人	２００人
	創造農学科	３０人	１２０人
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	５０人	２００人
	先端増養殖科学科	３０人	１２０人
看護福祉学部	看護学科	５０人	２００人
	社会福祉学科	３０人	１２０人
恐竜学部	恐竜・地質学科	３０人	１２０人

３　各学部の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第１のとおりとする。

（情報センター）

第３条　本学の情報分野の教育研究ならびに情報システムの企画および運用を行うための組織として、情報センターを置く。

２　情報センターの教育研究上の目的は、別表第２のとおりとする。

（国際センター）

第３条の２　本学の国際化ならびに学生の外国語教育、海外派遣等の国際交流および留学生の受入れ等を総合的に支援するための組織として、国際センターを置く。

２　国際センターの教育研究上の目的は、別表第２のとおりとする。

（地域連携センター）

第３条の３　地域連携および産学官連携による教育・研究の推進ならびに学生の県内定着を支援するための組織として、地域連携センターを置く。

２　地域連携センターの教育研究上の目的は、別表第２のとおりとする。

（共通教育センター）

第３条の４　各学部に共通する教養教育の実施および県内他大学と連携した教育等を推進するための組織として、共通教育センターを置く。

２　共通教育センターの教育研究上の目的は、別表第２のとおりとする。

（大学院）

第４条　本学に大学院を置く。

（大学院の課程、研究科、専攻および定員）

第５条　本学の大学院（以下「本大学院」という。）に修士課程および博士課程を置く。

２　博士課程は、博士前期課程および博士後期課程とする。この場合において、博士前期課程は、大学院設置基準（昭和４９年文部省令第２８号）第３条第１項の修士課程として取り扱う。

３　本大学院に経済・経営学研究科、生物資源学研究科、看護福祉学研究科および健康生活科学研究科を置く。

４　各研究科に置く専攻および課程ならびに各課程の入学定員および収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程（修士課程）		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済・経営学研究科	地域・国際経済政策専攻	12 人	24 人		
	経営学専攻	12 人	24 人		
	経済研究専攻			4 人	12 人
生物資源学研究科	生物資源学専攻	12 人	24 人	4 人	12 人
	海洋生物資源学専攻	12 人	24 人	4 人	12 人
看護福祉学研究科	看護学専攻	10 人	20 人		
	社会福祉学専攻	6 人	12 人		
健康生活科学研究科	健康生活科学専攻			3 人	9 人

５　各研究科の人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別表第３のとおりとする。

（地域経済研究所）

第６条　本学に地域経済研究所を置く。

（図書館）

第７条　本学に図書館を置く。

（学部附属施設）

第９条　生物資源学部に附属施設として生物資源開発研究センターを置く。

２　海洋生物資源学部に附属施設として海洋生物資源臨海研究センターを置く。

３　恐竜学部に附属施設として恐竜学研究所を置く。

（その他の組織および施設）
第１０条　この章に定めるもののほか、本学に置く組織および施設については、別に定めるところによる。

第２章　学年、学期および休業日

（学年等）
第１１条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。
２　１年間の授業を行う期間は、３５週にわたることを原則とする。
（学期）
第１２条　学年を次の２期に分ける。
前期　４月１日から９月３０日まで
後期　１０月１日から翌年３月３１日まで
（休業日）
第１３条　休業日（授業を行わない日をいう。）は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、学長は、これを変更し、または臨時に休業日を定めることができる。
（１）日曜日および土曜日
（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日
（３）春季休業　　学長が別に定める期間
（４）夏季休業　　学長が別に定める期間
（５）冬季休業　　学長が別に定める期間

第３章　学部

第１節　修業年限等

（修業年限）
第１４条　学部の修業年限は、４年とする。
（長期にわたる教育課程の履修）
第１４条の２　学長は、学部の学生（社会人特別選抜による入学許可者に限る。）が、職業を有している等の事情により、前条の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。
（修業年限の通算）
第１５条　第７１条の科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として一定の単位を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、第３１条の規定により卒業の要件となる単位として認めることができる当該単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して学長が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は２年を超えてはならない。
（在学年限）
第１６条　学生は、８年を超えて在学することができない。ただし、第２２条から第２４条までの規定により入学した学生（以下この章において「編入学者等」という。）または第３６条第１項の規定により転学部もしくは転学科した学生（以下この章において「転学部者等」という。）は、それぞれ第２５条または第３６条第２項の規定により定められた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第２節　入学

（入学の時期）
第１７条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第３号から第５号までに該当する者（同条第５号に該当する者については、国際バカロレア資格、アビトゥア資格またはバカロレア資格を有する者で、満１８歳に達したものに限る。）および編入学者等については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）
第１８条　本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）高等学校または中等教育学校を卒業した者
（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者
（３）外国において学校教育における１２年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
（４）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（５）文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（６）文部科学大臣の指定した者
（７）高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（８）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの
（入学志願手続）
第１９条　入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、指定の期日までに入学願書に別に定める書類を添えて学長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。
（入学者の選考）
第２０条　入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。
（入学手続および入学の許可）
第２１条　前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。
２　前項に規定する入学手続を完了した者（入学料の免除または徴収猶予を申請し、受理された者を含む。）については、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可する。
（編入学）
第２２条　次の各号のいずれかに該当する者で、生物資源学部創造農学科の第３年次への編入学を志願するものについては、別に定めるところにより選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。
（１）大学を卒業したものまたは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
（２）他の大学に２年以上在学し、６２単位以上修得した者
（３）短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教員養成所を卒業した者
（４）専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であるものに限る。）を修了した者（第１８条各号のいずれかに該当する者に限る。）
（５）外国において、学校教育における１４年以上の課程を修了した者
（６）外国の短期大学を卒業した者、または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者
（７）高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科または特別支援学校の高等部の専攻科（修業年限が２年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総単位数その他の事項が文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第１８条各号のいずれかに該当する者に限る。）
２　次の各号のいずれかに該当する者で生物資源学部、海洋生物資源学部または恐竜学部の第２年次への編入学を志願するものがあるときは、別に定めるところにより選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（１）大学を卒業したものまたは独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者
（２）他の大学に１年以上在学し、３１単位以上修得した者
（３）短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所または国立養護教員養成所を卒業した者
（４）専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であるものに限る。）を修了した者（第１８条各号のいずれかに該当する者に限る。）
（５）外国において、学校教育における１３年以上の課程を修了した者
（６）外国の短期大学を卒業した者、または外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が指定するものの当該課程を我が国において修了した者
（７）高等学校の専攻科、中等教育学校の後期課程の専攻科または特別支援学校の高等部の専攻科（修業年限が２年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総単位数その他の事項が文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第１８条各号のいずれかに該当する者に限る。）
３　経済学部に編入学を志願するものがあるときには、欠員がある場合に限り、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（再入学）

第２３条　第３８条の規定により退学を許可された者で本学への再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（転入学）

第２４条　他の大学または短期大学に在学している者で本学への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

（編入学等の場合の取扱い）

第２５条　前３条の規定により入学を許可された者が既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第３節　授業科目、履修方法等

（授業科目）

第２６条　授業科目は、その内容により、一般教育科目、専門教育科目、キャリア教育科目および教職に関する科目に区分する。
２　授業科目の種類、配当年次、単位数、履修方法等は、別に定める。

（教育方法の特例）

第２６条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
２　前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

（単位の計算方法）

第２７条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第２６条の２第１項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、１５時間から４５時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって１単位として計算するものとする。

（単位の授与）

第２８条　授業科目を履修し、試験その他の方法により修了を認定された学生には、所定の単位を与える。

（成績の評価）

第２９条　試験の成績は、優、良、可および不可をもって表し、優、良および可を合格とし、不可を不合格とする。

（他の学科の授業科目の履修）

第２９条の２　教育上有益と認めるときは、学生に、第２６条の授業科目のうち、他の学科の専門教育科目を履修させることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長が、６０単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

（大学院授業科目の履修）

第２９条の３　学生が、本学大学院に進学を志望し、教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

２　前項の本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

（他の大学または短期大学における授業科目の履修等）

第３０条　教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学または短期大学の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等（学部長、情報センター長、国際センター長、地域連携センター長および共通教育センター長をいう。以下同じ。）が、６０単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

３　前２項の規定は、学生が第３７条第１項の許可を受けて留学した場合に準用する。

（大学以外の教育施設等における学修）

第３０条の２　教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

２　前項の規定により与えることができる単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等が、６０単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

（他の学科および他の大学等で修得した単位の認定）

第３０条の３　第２９条の２第２項、第３０条第２項および第３項ならびに前条第２項の規定により本学において卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、合わせて６０単位を超えないものとする。

（科目等履修生として修得した単位の認定）

第３１条　本学に入学する以前に第７１条の科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、学部長等が、卒業の要件となる単位として認めることができる。

（入学前の既履修単位の認定）

第３２条　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の意見を聴いて、学部長等が、卒業の要件となる単位として認めることができる。

２　前項の規定により卒業の要件となる単位として認めることができる単位数は、編入学、再入学および転入学の場合を除き、第２９条の２第２項、第３０条第２項および第３項、第３０条の２第２項ならびに前条の規定により本学において卒業の要件となる単位として認めたものと合わせて６０単位を超えないものとする。

３　第１項の規定は、教職に関する科目等に係る入学前の既修得単位の認定について準用し、これを卒業の要件とされない単位として認めることができる。

第４節　休学、転学、退学等

（休学）

第３３条　疾病その他やむを得ない事由により引き続き２月以上修学することができない学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が休学を許可することができる。

２　疾病のため修学することが適当でないと認められる学生については、教授会の意見を聴いて、学長が休学を命ずることができる。

（休学期間）

第３４条　休学期間は、１年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、休学期間を延長することができる。

２　休学期間の延長は、１回につき、１年を限度とする。

３　休学期間は、通算して４年を超えることができない。

４　休学期間は、第１６条に規定する在学年限および第４０条に規定する在学期間に算入しない。

５　休学期間が満了するときまたは休学期間中に休学の事由が消滅したときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が復学を許可することができる。

（転学）

第３５条　他の大学または短期大学への入学を志願する学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が転学を許可することができる。

（転学部および転学科）

第３６条　他の学部への転学部または同一学部の他の学科への転学科を志願する学生があるときは、別に定めるところにより選考を行い、当該関係学部の教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可することができる。

２　前項の規定により転学部または転学科を許可された学生の既に履修した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

（留学）

第３７条　外国の大学または短期大学で学修することを志願する学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が留学を許可することができる。

２　前項の許可を受けて留学した期間は、第１６条に規定する在学年限および第４０条に規定する在学期間に算入することができる。

（退学）

第３８条　疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする学生があるときは、本人の願い出により、教授会の意見を聴いて、学長が退学を許可することができる。

（除籍）

第３９条　学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の意見を聴いて、除籍するものとする。

（１）第１６条に規定する在学年限に達した者

（２）休学期間が通算して４年に達しても復学することができない者

（３）授業料または入学料の支払を怠り、督促しても支払をしない者

（４）死亡した者または長期間にわたり行方不明の者

第５節　卒業、学位等

（卒業）

第４０条　本学に原則として４年（編入学者等または転学部者等にあっては、それぞれ第２５条または第３６条第２項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、別に定める授業科目（キャリア教育科目および教職に関する科目を除く。）を履修し、経済学部にあっては１３４単位以上、生物資源学部生物資源学科にあっては１３０単位以上、生物資源学部創造農学科にあっては１２４単位以上、海洋生物資源学部海洋生物資源学科にあっては１２４単位以上、海洋生物資源学部先端増養殖科学科にあっては１３０単位以上、看護福祉学部看護学科にあっては１３０単位以上、看護福祉学部社会福祉学科にあっては１２４単位以上、恐竜学部にあっては１２４単位以上を修得した学生については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

（オナーズプログラム）

第４１条　学生の学習意欲を高め、より深い専門的知識を有する人材を養成するため、オナーズプログラムを設ける。

２　学長は、前条の規定により卒業を認定した学生のうち、別に定めるオナーズプログラムを履修し、かつ、成績が優秀と認められる者に対して、オナーズプログラム履修証書を授与する。
３　オナーズプログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第４２条　削除

（卒業の時期）

第４３条　卒業の時期は、学年または学期の終わりとする。

（学位記および学位）

第４４条　卒業した者には、学位記および学士の学位を授与する。
２　前項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

経済学部	経済学科	経済学
	経営学科	経営学
生物資源学部	生物資源学科	生物資源学
	創造農学科	生物資源学
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	海洋生物資源学
	先端増養殖科学科	海洋生物資源学
看護福祉学部	看護学科	看護学
	社会福祉学科	社会福祉学
恐竜学部	恐竜・地質学科	理学

３　学位記および学位に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員免許）

第４５条　教育職員の免許状を受ける資格（次項において「資格」という。）を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）および教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）に定める所定の単位を修得しなければならない。
２　本学において資格を取得できる免許状の種類および免許教科は、次の表のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民・商業
	経営学科	高等学校教諭一種免許状	公民・商業
生物資源学部	生物資源学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	創造農学科	高等学校教諭一種免許状	農業
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	高等学校教諭一種免許状	理科・水産
	先端増養殖科学科	高等学校教諭一種免許状	理科・水産
看護福祉学部	看護学科	養護教諭一種免許状	
	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状	福祉
恐竜学部	恐竜・地質学科	高等学校教諭一種免許状	理科

（国家試験受験資格）

第４６条　看護福祉学部において法令等に定める所定の授業科目を履修した者は、次の表の左欄に掲げる学科の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

看護学科	看護師および保健師の国家試験受験資格（保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号））
社会福祉学科	社会福祉士国家試験受験資格（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号））
	精神保健福祉士国家試験受験資格（精神保健福祉士法（平成９年法律第１３１号））

（学芸員資格）

第４６条の２　学芸員の資格を取得しようとする学生は、博物館法（昭和２６年法律第２８５号）お

よび博物館法施行規則（昭和３０年文部省令第２４号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

第４章　大学院

第１節　標準修業年限等

（標準修業年限）

第４７条　修士課程または博士前期課程の標準修業年限は、２年とする。

２　博士後期課程の標準修業年限は、３年とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第４８条　学長は、修士課程、博士前期課程または博士後期課程の学生が、職業を有している等の事情により、前条の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

（在学年限）

第４９条　修士課程または博士前期課程の学生は、４年を超えて在学することができない。ただし、第５４条第１項もしくは第５５条において準用する第２３条の規定により入学した学生（以下この章において「編入学者等」という。）または第６２条において準用する第３６条第１項の規定により転専攻した学生（以下この章において「転専攻者」という。）は、それぞれ第５４条第２項および第５５条において準用する第２５条または第６２条において準用する第３６条第２項の規定により定められた在学すべき年数の２倍に相当する年数を超えて在学することができない。

２　博士後期課程の学生は、６年を超えて在学することができない。

３　第１項ただし書きの規定は、前項の場合に準用する。

第２節　入学

（入学の時期）

第５０条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第１項第２号から第５号までまたは同条第２項第２号もしくは第３号に該当する者および編入学者等については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第５１条　修士課程または博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）学校教育法第８３条の大学（以下この項において「大学」という。）を卒業した者

（２）外国において学校教育における１６年の課程を修了した者

（３）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における１６年の課程を修了した者

（４）文部科学大臣が指定する専修学校の専門課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（５）文部科学大臣の指定した者

（６）学校教育法第１０４条第４項の規定により学士の学位を授与された者

（７）大学に３年以上在学した者のうち、本学が優れた成績をもって所定の単位を修得したと認めたもの

（８）本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、２２歳に達したもの

（９）その他本学が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）学校教育法第１０４条第１項の規定により修士の学位又は専門職学位を授与された者

（２）外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

（３）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

（４）文部科学大臣の指定した者

（５）本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、２４歳に達したもの
（６）その他本学が、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（入学手続等）

第５２条　第１９条から第２１条までの規定は、本大学院の入学手続等に準用する。

（進学）

第５３条　進学（本大学院において博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進むことをいう。以下同じ。）の時期は、学年の始めとする。ただし、第５０条ただし書の規定により、本大学院の修士課程または博士前期課程に入学する時期を学期の始めとした者については、学期の始めとすることができる。

２　進学を志願する者（以下「進学志願者」という。）は、指定の期日までに、進学願書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

３　進学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

４　前項の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに別に定める書類を提出しなければならない。

５　前項に規定する進学手続を完了した者については、学長が進学を許可する。

（編入学等）

第５４条　他の大学院を修了し、もしくは退学した者または他の大学院に在学している者で本大学院への入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、選考を行い、教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可することができる。

２　第２５条の規定は、本大学院における編入学等に準用する。

（再入学）

第５５条　第２３条および第２５条の規定は、本大学院における再入学に準用する。

第３節　授業科目、履修方法等

（授業科目等）

第５６条　授業科目の種類、配当年次、単位数、履修方法等は、別に定める。

（教育方法の特例）

第５６条の２　大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行う。

（単位の計算方法、単位の授与および成績の評価）

第５７条　第２７条から第２９条までの規定は、大学院の単位の計算方法等に準用する。

（他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第５８条　教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院との協議に基づき、学生に当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、研究科長が、１０単位を超えない範囲で修了の要件となる単位として認めることができる。

３　前２項の規定は、第６２条において準用する第３７条の規定により、学生が外国の大学の大学院等に留学する場合に準用する。

（科目等履修生として修得した単位の認定）

第５９条　本大学院に入学する以前に第７１条の科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、研究科長が、修了の要件となる単位として認めることができる。

（入学前の既履修単位の認定）

第６０条　教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目について修得した単位を除く。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の意見を聴いて、研究科長が、修了の要件となる単位として認めることができる。

２　前項の規定により修了の要件となる単位として認めることができる単位数は、第５８条第２項および第３項ならびに前条の規定により本大学院において修了の要件となる単位として認めたものと合わせて１０単位を超えないものとする。

（他の大学の大学院等における研究指導）

第６１条　学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学の大学院または研究所等とあらかじめ協議のうえ、学生が他の大学の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、研究指導を受ける期間は、修士課程または博士前期課程の学生にあっては、１年を超えないものとする。

第４節　休学、転学、退学等

第６２条　第３３条から第３９条までの規定は、本大学院における休学等に準用する。この場合において、第３４条第３項および第３９条第２号中「通算して４年」とあるのは、「修士課程および博士前期課程にあっては通算して２年を、博士後期課程にあっては通算して３年」と、第３６条第１項中「転学部または同一学部の他の学科への転学科」とあるのは、「同一課程において同一研究科の他の専攻への転専攻」と、第３６条第２項中「転学部または転学科」とあるのは、「転専攻」と、第３７条第１項中「大学または短期大学」とあるのは、「大学の大学院またはこれに相当する教育機関」と、第３７条第２項中「第１６条に規定する在学年限および第４０条に規定する在学期間」とあるのは、「第４９条に規定する在学年限および第６３条に規定する在学期間」と、第３９条中「第１６条」とあるのは「第４９条」と読み替えるものとする。

第５節　修了、学位等

（修士課程および博士前期課程の修了要件）

第６３条　修士課程または博士前期課程に２年（編入学者等または転専攻者にあっては、それぞれ第５４条第２項および第５５条において準用する第２５条または第６２条において準用する第３６条第２項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、当該期間中に３０単位以上（経済・経営学研究科において次項の規定によりプロジェクト研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える場合にあっては、３４単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格した者には、学長が修了を認定する。ただし、優れた研究業績をあげた学生の修士課程または博士前期課程の修了に係る在学期間については、１年をもって足りるものとする。

２　第１項の場合において、修士課程または博士前期課程の目的に照らし適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

３　修士論文の審査および試験については、別に定める。

（博士後期課程の修了要件）

第６４条　博士後期課程に３年（編入学者等または転専攻者にあっては、それぞれ第５４条第２項および第５５条において準用する第２５条または第６２条において準用する第３６条第２項の規定により定められた在学すべき年数）以上在学し、当該期間中に４単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者は、博士後期課程を修了したものとする。ただし、優れた研究業績をあげた学生の博士後期課程の修了に係る本大学院における在学期間は、３年（博士前期課程に２年以上在学し、これを修了した者についてはその課程における２年の在学期間（前条第１項ただし書の規定によりこれらの課程を２年未満で修了した者については、その在学期間）を含む。）をもって足りるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第５１条第２項第２号から第６号までの規定に該当する入学資格により入学した学生のうち優れた研究業績をあげた者の博士後期課程の修了に係る在学期間は、１年をもって足りるものとする。

３　博士論文の審査および試験については、別に定める。

（学位）

第６５条　修士課程または博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

２　博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

３　前２項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

経済・経営学研究科	地域・国際経済政策専攻	経済学
	経営学専攻	経営学
	経済研究専攻	経済学
生物資源学研究科	生物資源学	
看護福祉学研究科	看護学専攻	看護学
	社会福祉学専攻	社会福祉学
健康生活科学研究科	健康生活科学専攻	健康生活科学

４　学位に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員免許）

第６６条　教育職員の免許状を受ける資格（次項において「資格」という。）を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）および教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

２　本大学院において資格を取得できる免許状の種類および免許教科は、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
経済・ 経営学研究科	地域･国際経済政策専攻	高等学校教諭専修免許状	公　民
	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	商　業
生物資源学研究科	生物資源学専攻	高等学校教諭専修免許状	理　科
	海洋生物資源学専攻	高等学校教諭専修免許状	理　科
看護福祉学研究科	看護学専攻	養護教諭専修免許状	
	社会福祉学専攻	高等学校教諭専修免許状	公　民

第５章　賞罰

（表彰）

第６７条　学長は、他の模範となる学生を、表彰することができる。

（懲戒）

第６８条　学長は、本学の諸規程に違反し、または学生としての本分に反する行為をした学生を、教授会の意見を聴いて、懲戒することができる。

２　懲戒の種類は、訓告、停学および退学とする。

３　前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

（１）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（２）学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（３）正当な理由がなくて出席が常でない者

（４）本学の秩序を乱した者、その他学生としての本分に著しく反した者

４　懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第６章　研究生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生等

（研究生）

第６９条　学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育および研究に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することができる。

（特別研究学生）

第７０条　学長は、本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育および研究に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、特別研究学生として入学を許可することができる。

（研究指導学生）

第７０条の２　学長は、他の大学の大学院に在学している者で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該大学院との協議に基づき、教授会の意見を聴いて、研究指導学生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第７１条　学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障のない範囲において、選考を行い、教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可することができる。

（聴講生）

第７２条　学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、教育に支障のない範囲において、聴講を認めることができる。

（特別聴講学生）

第７３条　学長は、他の大学、短期大学または高等専門学校（本学と単位互換協定または学術交流協定を締結しているものに限る。）に在学している者で本学において特定の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教授会の意見を聴いて、当該他大学、短期大学または高等専門学校との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

（外国人留学生）

第７４条　学長は、外国人で本学に留学することを志願する者があるときは、選考を行い、教授会の意見を聴いて、外国人留学生として入学を許可することができる。

第７４条の２　第３９条の規定（同条第１号および第２号を除く。）は、この章に規定する研究生、特別研究学生、科目等履修生、特別聴講学生および外国人留学生に準用する。

２　前項の場合において、第３９条第３号中「授業料」とあるのは、研究生および特別研究学生にあっては「研究料」と、科目等履修生にあっては「科目等履修料」と読み替えるものとする。

（研究生等に関する委任）

第７５条　研究生、特別研究学生、研究指導学生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　授業料等

第７６条　本学の授業料、入学料、入学検定料、研究料、科目等履修料、聴講料等の額および徴収の方法は、別に定めるところによる。

第８章　雑則

第７７条　この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成１９年度において経済・経営学研究科に置く専攻およびその収容人員は、第５条第４項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済・経営学研究科	地域・国際経済政策専攻			12 人	24 人		
	経営学専攻			12 人	24 人		

	地域経済経営政策専攻				24 人		
	国際経済経営専攻				24 人		
	経済研究専攻					４人	12 人

３　この学則の施行前に廃止前の福井県立大学学則（平成４年福井県立大学規程第１号。以下「旧学則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、別に定めのない限り、この学則およびこの学則の委任を受けて制定された規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

４　この学則の施行前に旧学則第５７条の規定により入学を許可された聴講生であってこの学則の施行の日において本学に在学するものについては、第７２条の規定による聴講生とみなして、この学則を適用する。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、平成２０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４５条第２項の規定は、平成２０年度以降に入学する者に係る教育職員免許状の種類および免許教科（以下、「教育職員免許状の種類等」という。）について適用し、平成１９年度以前に入学した者に係る教育職員免許状の種類等については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２１年３月２５日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　生物資源学部海洋生物資源学科は、改正後の学則第２条第２項の規定にかかわらず、平成２１年３月３１日に当該学科に在学する者がなお引き続き在学する間、存続するものとし、当該学科を卒業した者の学位および取得できる資格等はなお従前の例による。

３　平成２１年度から平成２３年度までの間における生物資源学部および海洋生物資源学部に置く学科およびその収容定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	平成２１年度の収容定員	平成２２年度の収容定員	平成２３年度の収容定員
生物資源学部	生物資源学科	１６５人	１７０人	１７５人
	海洋生物資源学科	１２０人	８０人	４０人
海洋生物資源学部	海洋生物資源学科	５０人	１００人	１５０人

４　改正後の第４０条の規定は、平成２１年度以降に入学する者について適用し、平成２０年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２１年８月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、平成２２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４０条の学則は、平成２２年度以降に入学するものについて適用し、平成２１年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成２３年３月１日から施行する。

附　則

（施行期日等）

１　この学則は、平成２３年４月１日から施行する。

（福井県立大学副専攻規程の廃止）

２　福井県立大学副専攻規程（平成１９年公立大学法人福井県立大学規程第６５号）は、廃止する。

（経過措置）

３　改正後の第４０条の規定は、平成２３年度以降に入学するものについて適用し、平成２２年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４０条の規定は、平成２４年度以降に入学するものについて適用し、平成２３年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成２８年４月１日から施行する（第１３条関係）。

附　則

１　この学則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４５条の規定は、平成３１年度以降に入学するものについて適用し、平成３０年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　生物資源学部創造農学科の収容定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和２年度の収容定員	令和３年度の収容定員	令和４年度の収容定員
生物資源学部	創造農学科	２５人	５０人	８０人

３　改正後の第４５条の規定は、令和２年度以降に入学するものについて適用し、平成３１年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２１条の規定は、令和２年度以降に入学するものについて適用する。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２７条の規定は、令和３年度以降に入学するものについて適用し、令和２年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　海洋生物資源学部先端増養殖科学科の収容定員は、第２条第２項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和４年度の収容定員	令和５年度の収容定員	令和６年度の収容定員
海洋生物資源学部	先端増養殖科学科	３０人	６０人	９０人

３　改正後の第４５条の規定は、令和４年度以降に入学するものについて適用し、令和３年度以前に入学した者については、なお従前の例による

附　則

（施行期日）

１　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４０条の規定は、令和４年度以降に入学するものについて適用し、令和３年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条の規定は、令和５年度以降に入学するものについて適用し、令和４年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附　則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和５年７月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和６年２月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この学則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和７年３月３１日における生物資源学部創造農学科（以下「旧創造農学科」という。）は、改正後の学則（以下「新学則」という。）第２条第２項の規定にかかわらず、令和７年３月３１日に旧創造農学科に在学する者および令和７年４月１日以降に旧創造農学科に編入学、再入学および転入学する者がなお引き続き在学する間、存続するものとし、旧創造農学科を卒業した者の学位および取得できる資格等はなお従前の例による。

３　令和７年度から令和９年度までの間における生物資源学部に置く学科およびその収容定員は、新学則第２条第２項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

学部	学科	令和７年度の収容定員	令和８年度の収容定員	令和９年度の収容定員
生物資源学部	生物資源学科	１８５人	１９０人	１９５人
	旧創造農学科	８５人	６０人	３０人
	創造農学科	３０人	６０人	９０人

附　則

（施行期日）

１　この学則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　恐竜学部恐竜･地質学科の収容定員は､第２条第２項の規定にかかわらず､次表のとおりとする。

学部	学科	令和７年度の収容定員	令和８年度の収容定員	令和９年度の収容定員
恐竜学部	恐竜・地質学科	３０人	６０人	９０人

３　改正後の第４０条、第４５条および第４６条の２の規定は、令和７年度以降に入学するものについて適用し、令和６年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

学　　部	教育研究上の目的
経済学部	経済学部は、多様化し変動著しい現代の経済社会やそこにおける企業経営の在り方および法則、地域経済・企業や各国経済の特質等を明らかにし、あるべき経済政策および経営を追求する研究を推し進めるとともに、その成果にもとづき、経済・経営に関する専門的な知識を有し、情報活用能力・論理的判断力・国際的感覚等を持った人材を養成すること、さらに研究成果そのものを地域社会のみならず広く社会へ開放することを目的とする。
生物資源学部	生物資源学部は、生物資源にかかわる諸領域での教育・研究活動を通じて、時代の進展に即応した学術文化の高度化の推進、自主的な真理探究の精神と広い視野および豊かな創造力を有し専門的な知識と技術そして多様性に関する寛容さを備えた実践力ある人材の育成、ならびに地域社会への学術情報開放の推進を目的とする。特に、社会の多様な場で困難を解決し真の発展を図れる人材、持続可能な社会の構築において最新の専門知識と先端技術を用い適切な対処ができる人材を育て、地域社会、日本、世界の産業と文化の発展に寄与し、人類の将来にわたる福祉の向上に貢献する。
海洋生物資源学部	海洋生物資源学部は、海洋生物資源にかかわる諸領域での教育・研究活動を通じて、時代の進展に即応した学術文化の高度化の推進、自主的な真理探究の精神と広い視野および豊かな創造力を有し専門的な知識と技術を備えた実践力ある人材の育成ならびに地域社会への学術情報開放の推進を目的とする。これにより、地域社会、日本および環日本海地域はもとより、世界の産業と文化の発展に寄与し、もって人類の将来にわたる福祉の向上に貢献する。
看護福祉学部	看護福祉学部は、人権尊重と擁護を根幹とするヒューマンケアの理念に基づき、専門的知識・技術の開発にかかわる研究を推進する。さらに、社会情勢の変化に伴う課題への実践的な取り組みを通して、人々の健康的な生活の創造に寄与する。教育においては、個性豊かで創造的な人間性を育むとともに、看護および社会福祉の専門的知識と技術ならびに倫理観に裏付けられた実践力を持って、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材を育成する。さらに社会およびその時々の個人・家族のニーズに応じた高度なサービスを普遍的に提供するために、専門職として自己研鑽を積むことができる人材を養成する。
恐竜学部	恐竜学部は、福井県で蓄積された恐竜研究をさらに発展させ、地質学を含めた地球科学分野の教育・研究活動を通じ、現代社会の地球科学諸問題に対応するため、幅広い教養と地球科学に関する知識・技術を持ち、多様な局面において協働的および自主的に課題を探求・解決できる人材を育成するとともに、学術情報を地域社会へ積極的に開放することを目的とする。

別表第２（第３条、第３条の２、第３条の３、第３条の４、関係）

組　　織	教育研究上の目的
情報センター	情報センターは、全学生を対象として、多様な専門分野の基盤となる情報の基礎知識や基本的技能を習得すること、ならびに、社会や地域における課題発見・解決のためにデータサイエンスを活用できる実践的な能力を涵養することを目的とする。
国際センター	国際センターは、全学生を対象として、多様な専門分野の基盤となる英語やその他外国語の基礎知識や活用能力を習得すること。また、学生の海外派遣および外国人留学生の受入れを促進すること。それら言語の様々な局面における使用ならびに海外派遣や留学生受入れなどを通じて多文化理解を促進することを目的とする。
地域連携センター	地域連携センターは、県内外の組織、企業等の連携を促進することにより、学術研究の支援活動および教職等を含めた地域への人材輩出・定着を支援する活動を行うことを目

	的とする。
共通教育センター	共通教育センターは、各学部のAP,CP,DPの実現のために学部では提供できない教養的分野の講義等を提供することを目的とする。またそれぞれの専門分野における学術研究を行うことにより、本学における学術研究の幅を広げるとともに、他大学と連携した共通科目の提供、公開講座等さまざまな手段で福井県全体の学術研究および教育活動の支援活動を行う。

別表第３（第５条関係）

研 究 科	教育研究上の目的
経済・経営学研究科	経済・経営学研究科は、学部卒業生はもとより広く社会人を受け入れ、普遍的な学術成果への理解に基づきつつ、変化する経済社会やそこにおける企業経営に対応できる専門的能力の育成、すなわち、経済政策への判断力や政策形成能力および研究遂行能力、企業経営・管理に求められる専門職能への理解をもって経営の理論と実践を融合する能力、そして理論と政策とを一体化した学術研究を推進し大学等研究機関において活動する自立した研究遂行能力の育成を目的とする。
生物資源学研究科	生物資源学研究科は、陸圏および水圏の生物資源にかかわる諸領域での教育・研究活動を通じて、生物資源に関する基礎および応用研究、自主的な真理探究の精神と広い視野および豊かな創造力を有し高度な専門的知識と技術を備えた実践力ある人材の育成ならびに地域社会への学術情報開放の推進を目的とする。これにより、地域社会、日本および環日本海地域はもとより、世界の科学・産業・文化の発展に寄与し、もって人類の将来にわたる福祉の向上に貢献する。
看護福祉学研究科	看護福祉学研究科は、看護学専攻と社会福祉学専攻からなり、保健・医療・看護学から社会福祉学までの幅広い領域を扱う。看護学と社会福祉学の両分野が、それぞれに高い専門教育・研究を目指しながら密接に連携し、地域における保健・医療・福祉活動に貢献できる学際的研究を推進する。そして、高い教養、見識と倫理観に裏付けられた専門知識・技術・研究能力を身につけ、高度な実践活動や豊かな創造力を基盤にした研究を指導する。さらに、後進に教育・指導ができる看護・社会福祉分野のリーダーとなる人材を育成する。
健康生活科学研究科	社会の多様化、人口減少、超少子高齢化において、人々は様々な健康上の課題や生活上の課題に直面し、個人・世帯レベルから家族・自治体、国・都道府県レベルまでの対策が求められている。本研究科では看護学（保健・医療）と社会福祉学が融合し、健康から生活までの課題に対して領域横断的に「健康生活科学」研究を行う。本研究科の目的は、「ウェル・ビーイング（健康と幸福）に向けた共生社会」をめざすことにある。 これにより、次の人材を養成する。 ア．健康から生活までの多様な課題を包括的に探究できる自律的・国際的な研究者の養成 イ．基盤となる専門的知識・技術を兼ね備えた大学教員や行政担当者の養成